

度要項の規定により貸付けを行った資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第 295 号

熊本県産業革新支援資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県産業革新支援資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県産業革新支援資金融資制度要項（平成 2 年熊本県告示第 245 号の 9）の一部を次のように改正する。
第 13 条を第 14 条とし、第 10 条から第 12 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（重複貸付等の特認）

第 10 条 この要項の規定により融資を受けようとする者は、熊本県歳計現金余裕金貸付規則（昭和 34 年熊本県規則第 14 号）第 8 条ただし書の規定により、知事が必要と認めたとし、重複して歳計現金余裕金を資金とする融資を受けることができるものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要項の施行の日前にこの要項による改正前の熊本県産業革新支援資金融資制度要項の規定により貸付けを行った資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第 296 号

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項（平成 13 年熊本県告示第 326 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 号アを次のように改める。

ア 中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 1 号から第 8 号までに規定する中小企業者であって、市町村長の認定を受けた者

第 6 条に次の 1 号を加える。

（4）熊本県中小企業再生支援協議会の支援により経営改善計画を策定し、この計画により再生に取り組む者

第 7 条第 1 号を次のように改める。

（1）融資限度額

ア 前条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に掲げる者 1 企業当たり 5,000 万円以内
1 組合当たり 1 億円以内

イ 前条第 4 号に掲げる者については、融資を行う取扱金融機関が、熊本県中小企業再生支援協議会の経営改善計画策定支援決定後に別途実行した融資額を融資限度額とする。ただし、企業については、5,000 万円を超える分については 5,000 万円とし、組合については、1 億円を超える分については 1 億円とする。

第 7 条第 3 号を次のように改める。

（3）融資利率

ア 契約で定めた融資期間が 7 年以内の場合 年 2.00 パーセント以内

イ 契約で定めた融資期間が 7 年を超える場合 年 2.30 パーセント以内

第 7 条第 4 号中「7 年」を「10 年」に改める。

第 9 条中「融資を受けようとする者は」の前に「第 6 条第 1 号から第 3 号までの規定により」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 第 6 条第 4 号に規定する者が融資を受けようとするときは、別に定める融資申込書に県税に係る納税証明書を添付して熊本商工会議所に提出するものとする。

第 11 条の見出し中「重複貸付」を「重複貸付等」に改め、同条ただし書きを削る。

第 15 条を第 16 条とし、第 12 条から第 14 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（借換え）

第 12 条 資金のうち別表に定めるものの債務返済を目的として、この要項の規定による融資を受けることができるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 12 条関係）

熊本県地場産業振興対策資金
熊本県産業革新支援資金
熊本県金融円滑化特別資金
熊本県雇用促進対策資金